

大阪市規則第72号

大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(建築主事) 第2条 [略] 2 <u>建築物、建築設備（法第87条の4の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）及び工作物（法第88条第1項又は第2項の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）の確認（法第18条第3項に規定する確認済証の交付を含む。以下この条において同じ。）に関する事務並びに建築設備及び工作物（法第88条第1項に規定する昇降機等に限る。）の検査及び仮使用の認定（法第7条の6第1項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定をいう。以下この条において同じ。）に関する事務を行う建築主事は、計画調整局建築指導部建築確認課長とする。</u>	(建築主事) 第2条 [同左] 2 <u>次に掲げる建築物及び建築設備の確認（法第18条第3項に規定する確認済証の交付を含む。以下この条において同じ。）に関する事務並びに第4号に掲げる建築設備の検査及び仮使用の認定（法第7条の6第1項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定をいう。以下この条において同じ。）に関する事務を行う建築主事は、計画調整局建築指導部建築確認課長（以下建築確認課長という。）とする。</u>

[削る]

(1) 法第43条第2項第1号及び第2号、法第44条第1項第2号から第4号まで、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までのただし書、法第51条ただし書、法第52条第6項第3号、第10項、第11項及び第14項、法第53条第4項、第5項及び第6項第3号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条第1項、法第59条第1項第3号及び第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第68条の3第1項及び第4項、法第68条の4、法第68条の5の3第2項、法第68条の5の5、法第68条の5の6、法第68条の7第5項、法第85条第6項及び第7項、法第86条第1項から第4項まで、法第86条の2第1項から第3項まで（以上の各条項のうち法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第86条の8第1項及び第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第87条の2第1項並びに法第87条の3第6項及び第7項、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条の3第2項、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下令という。）第131条の2第2項及び第3項、令第137条の12第6項及び第7項並びに令第137条の16第2号の規定並びに法第49条第1項又は法

	<p>第68条の2第1項の規定に基づく本市の条例の規定により許可若しくは認定を受け、又は受けようとする建築物</p> <p><u>(2) 法第6条第1項第1号に掲げる特殊建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えることとなるもの</u></p> <p><u>(3) 法第6条第1項第3号に規定する建築物のうち、延べ面積が2,000平方メートルを超えることとなるもの又は地上階数が5以上を有することとなるもの</u></p> <p><u>(4) 法第87条の4の規定において法第6条の規定を準用する建築設備</u></p>
[削る]	
[削る]	
[削る]	
3 <u>建築物及び工作物（法第88条第1項に規定する昇降機等を除く。）の検査及び仮使用の認定に関する事務を行う建築主事は、計画調整局建築指導部監察課長（以下「監察課長」という。）とする。</u>	<p>3 <u>前項第1号から第3号までに掲げる建築物の検査及び仮使用の認定に関する事務を行う建築主事は、計画調整局建築指導部監察課長（以下監察課長という。）とする。</u></p>
[削る]	<p>4 <u>第2項各号に掲げる建築物以外の建築物の確認、検査及び仮使用の認定並びに法第88条の規定において法第6条、法第7条、法第7条の6及び法第18条の規定を準用する工作物の確認、検査及び仮使用の認定に関する事務は、市長が別に指定する建築主事がその所管区域について行うものとする。</u></p> <p>5 <u>前3項に規定する建築主事に事故があるとき又は建築主事が欠けたときは、その職務は、次の各号に定める建築主事が、当該各号に定める順序により行うものとする。</u></p>
4 <u>前2項に規定する建築主事に事故があるとき又は当該建築主事が欠けたときにその職務を行う建築主事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者（その者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、市長が別に指定する者）とする。</u>	

(1) 第2項に規定する建築主事に事故があるとき又は当該建築主事が欠けたとき
計画調整局建築指導部建築確認課長代理

(2) 前項に規定する建築主事に事故があるとき又は当該建築主事が欠けたとき 計
画調整局建築指導部監察課長代理（以下
「監察課長代理」という。）

[削る]

[削る]

（許可申請及び添付図書）

第3条 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の4第1項の規定による許可申請書（法第43条第2項第2号、法第53条第4項及び第5項、法第56条の2第1項ただし書、法第68条の3第4項並びに法第68条の5の3第2項に係るものと除く。）には、それぞれ次の表に掲げる図書（法第47条ただし書、法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定に係る許可申請書については、用途現況図を除いたものとする。）を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた

(1) 第2項に規定する確認、検査及び仮使用の認定に関する事務

ア 計画調整局建築指導部建築確認課長代理（以下建築確認課長代理という。）
イ 計画調整局建築指導部長（以下建築指導部長という。）

(2) 第3項に規定する検査及び仮使用の認定に関する事務

ア 計画調整局建築指導部監察課長代理（以下監察課長代理といふ。）
イ 建築指導部長

(3) 前項に規定する確認に関する事務

ア 建築確認課長代理
イ 建築確認課長

(4) 前項に規定する検査及び仮使用の認定に関する事務

ア 監察課長代理
イ 監察課長

（許可申請及び添付図書）

第3条 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下規則といふ。）第10条の4第1項の規定による許可申請書（法第43条第2項第2号、法第53条第4項及び第5項、法第56条の2第1項ただし書、法第68条の3第4項並びに法第68条の5の3第2項に係るものと除く。）には、それぞれ次の表に掲げる図書（法第47条ただし書、法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定に係る許可申請書については、用途現況図を除いたものとする。）を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合に

場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができます。

[表 略]

[2 略]

3 規則第10条の4第1項の規定による許可申請書のうち、法第53条第4項又は第5項に係るものには、次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び断面図を縮尺300分の1以上とすることができます。

図書の種類	明示すべき事項
[略]	
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び構造、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員、隣地境界線若しくは前面道路の境界線から後退して指定された壁面線（以下この表において「壁面線」という。）又は法第53条第4項若しくは第5項第2号若しくは第3号に規定する壁面の位置の制限（以下この表において「壁面の位置の制限」という。）として定められた限度の線並びに隣地境界線又は前面道路の

は、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができます。

[表 同左]

[2 同左]

3 [同左]

図書の種類	明示すべき事項
[同左]	
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び構造、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員、隣地境界線若しくは前面道路の境界線から後退して指定された壁面線（以下この表において「壁面線」という。）又は法第53条第4項若しくは第5項第2号若しくは第3号に規定する壁面の位置の制限（以下この表において「壁面の位置の制限」という。）として定められた限度の線並びに隣地境界線又は前面道路の境界線か

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">境界線から当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線までの後退距離</td><td style="width: 50%; padding: 5px;">ら当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線までの後退距離</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>[4・5 略]</p> <p>6 規則第10条の4第4項の規定による許可申請書には、それぞれ次の表に掲げる図書を添えなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">図書の種類</th><th style="width: 80%;">明示すべき事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">縮尺600分の1以上の配置図</td><td style="padding: 5px;">縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、申請に係る工作物と他の工作物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況（申請に係る工作物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td></tr> </tbody> </table> <p>[7～9 略]</p> <p>(完了検査申請等の際に提出する書類)</p> <p>第6条 規則第4条第1項第6号（規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）</p>	境界線から当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線までの後退距離	ら当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線までの後退距離	[略]		図書の種類	明示すべき事項	[略]		縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、申請に係る工作物と他の工作物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況（申請に係る工作物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">[同左]</td><td style="width: 50%; padding: 5px;">[同左]</td></tr> </table> <p>[4・5 同左]</p> <p>6 [同左]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">図書の種類</th><th style="width: 80%;">明示すべき事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[同左]</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">縮尺600分の1以上の配置図</td><td style="padding: 5px;">縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、申請に係る工作物と他の工作物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況（申請に係る工作物が令第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[同左]</td></tr> </tbody> </table> <p>[7～9 同左]</p> <p>(完了検査申請等の際に提出する書類)</p> <p>第6条 規則第4条第1項第6号（規則第8条の2第13項において準用する場合を含</p>	[同左]	[同左]	図書の種類	明示すべき事項	[同左]		縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、申請に係る工作物と他の工作物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況（申請に係る工作物が令第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）	[同左]	
境界線から当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線までの後退距離	ら当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線までの後退距離																						
[略]																							
図書の種類	明示すべき事項																						
[略]																							
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、申請に係る工作物と他の工作物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況（申請に係る工作物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）																						
[略]																							
[同左]	[同左]																						
図書の種類	明示すべき事項																						
[同左]																							
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、申請に係る工作物と他の工作物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況（申請に係る工作物が令第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）																						
[同左]																							

及び第4条の8第1項第4号（規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）の市長が定める書類は、所定の様式による工事監理報告書その他市長が必要と認める書類とする。

（敷地及び建築設備の変更等）

第8条 建築主等は、確認を受けた建築物、建築設備又は工作物について、その工事完了前において次の各号のいずれかに該当するときは、第6号様式による届出書に關係図書を添付して建築主事に届け出なければならない。

〔(1)・(2) 略〕

〔3〕 法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物にエレベーター又は小荷物専用昇降機を設けようとするとき（法第87条の4の規定の適用を受ける場合を除く。）

〔4〕 法第6条第1項第3号に掲げる建築物に昇降機を設けようとするとき

〔2 略〕

（手数料の納付）

第23条 条例第6条第1項、第2項及び第6項から第8項までの規定による手数料は第13号様式又は大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号。以下「会計規則」という。）第3号様式による納付書により、同条第3項及び第4項の規定による手数料は第13号の2様式又は会計規則第3号様式による納付書により、同条第5項の規定による手数

む。）及び第4条の8第1項第4号（規則第8条の2第17項において準用する場合を含む。）の市長が定める書類は、所定の様式による工事監理報告書その他市長が必要と認める書類とする。

（敷地及び建築設備の変更等）

第8条 [同左]

〔(1)・(2) 同左〕

〔3〕 小荷物専用昇降機（法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に設置する場合は、出し入れ口の下端の高さが床面から50センチメートル以上のものに限る。）を新設し、増設し、又はその主要部分を変更しようとするとき

〔4〕 法第6条第1項第4号に掲げる建築物に昇降機を新設し、増設し、又はその構造若しくは機能を変更しようとするとき

〔2 同左〕

（手数料の納付）

第23条 条例第6条第1項及び第5項から第7項までの規定による手数料は第13号様式又は大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号。以下「会計規則」という。）第3号様式による納付書により、同条第2項及び第3項の規定による手数料は第13号の2様式又は会計規則第3号様式による納付書により、同条第4項の規定による手数料は第

料は第13号の3様式又は会計規則第3号様式による納付書によりそれぞれ納付しなければならない。 第4号の3様式（第5条の2関係）（A4） 〔様式 別紙2 挿入〕	13号の3様式又は会計規則第3号様式による納付書によりそれぞれ納付しなければならない。 第4号の3様式（第5条の2関係）（A4） 〔様式 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

[第4号の3様式 別紙1]

台帳記載事項証明書（建築設備）				
建築主	住 所			
	氏 名			
建築位置	大阪市 区			
主要用途		種別	エレベーター (基)	
			エスカレーター (基)	
			その他() (基)	
確認済証 (通知書)	年 月 日 第 号			処分機関名
検査済証	年 月 日 第 号			処分機関名
概 要	用 途	用 (基)	定員	名
	積載量	N kg	速度	m／分
	用 途	用 (基)	定員	名
	積載量	N kg	速度	m／分
	輸送能力 人／時 速度 m／分			
備 考				
第 号 年 月 日				
上記のとおり証明します。				
大阪市長				

[第4号の3様式 別紙2]

台帳記載事項証明書（建築設備）					
建築主	住 所				
	氏 名				
建築位置	大阪市 区				
主要用途		種別	エレベーター (基)		
			エスカレーター (基)		
			その他() (基)		
確認済証 (通知書)	年 月 日 第 号			処分機関名	
検査済証	年 月 日 第 号			処分機関名	
概 要	用 途	用 (基)	定員	名	
	積載荷重	N	速度	m／分	
	用 途	用 (基)	定員	名	
	積載荷重	N	速度	m／分	
				輸送能力	人／時
				速度	m／分
備 考					
第 号 年 月 日					
上記のとおり証明します。					
大阪市長					